

# せきね 知っ得! 通信

11

November

2016

社会保険労務士法人せきね事務所 せきね FP 事務所  
〒947-0028 小千谷市城内 2-4-26 TEL0258-83-3048 FAX0258-83-3049  
メール sekinekyrs@mountain.ocn.ne.jp ホームページ http://www.office-sekine.com  
第74号 発行：2016年11月

初雪は時間の問題。まだ冬タイヤに変えていません・・・。



「機能分析」の研究者で、産業能率大学で教鞭を取られていた秋山兼夫先生の学習会（ミニスクーリング）に参加してきました。

## 機能分析（バリュー・エンジニアリング）とは？

製品・サービスや様々なシステムの果たすべき機能を追及し分析する技術。それに基づいて、改善や開発を進め革新していくための技術でもあります。

その第一歩をわかりやすく言うと、

「その仕事は何のためにするのか」

まず目的をハッキリさせること。

そして、それを **みんなの共通理解** とすること。



例えば、「セメントを運ぶ仕事」は、それ自体は作業に過ぎない。しかし、その目的が丈夫な基礎工事のためであり、その工事は保育園となる建物のためであり、地域の子どもや親に喜んでもらう施設を作る仕事であると理解していたら？

日本人は「あ・うん」の呼吸が美德とされ、明確に言葉にしない。しかし、「言わなくてもわかるだろう」ではなく、ハッキリと定義して仲間同士が目的に向かって進むべきなのです。

## チームで実践！ワークショップの様子

当日は、5～6人の4班に分かれ、それぞれのチームごとに「機能分析」を行うテーマを選定しました。構成メンバーの中の実際の職業に合わせ、テーマは「タクシー会社」、「写真館」など様々。

私の班は、なんと「社会保険労務士」をテーマに選びました。

まず、客観的に多くの機能を「名詞＋動詞」で定義し、果たすべき機能を明確化します。次に、その果たすべき機能を目的と手段で体系化。

班の皆さんのご協力できつくりと「社会保険労務士」の機能について考えました。この仕事を通じて、顧問先の利益や職場環境の改善はもちろん、社会に貢献するという機能と手段を体系化し、仕事の意義を改めて確信した一日でした。



今年の年末調整事務から実質的にマイナンバー利用開始が多いのではないのでしょうか？  
国税庁のFAQより実務のヒントをお知らせします。

## 源泉所得税関係に関する FAQ

Q1-3-2 (平成 28 年 5 月 17 日 追記)

扶養控除等申告書には、基本的には従業員等のマイナンバーを記載しなければならない。  
しかし、会社が一定の「帳簿」を備えている場合、平成 29 年以降の扶養控除等申告書には  
従業員等のマイナンバーの記載を要しない。



つまり、「帳簿」さえ備えつければ  
平成 29 年以降の扶養控除等申告書等には  
従業員のマイナンバーの記載は不要です！



## 源泉所得税関係に関する FAQ

Q1-3-3 (平成 28 年 5 月 17 日 追記)

扶養控除等申告書への従業員等のマイナンバーの記載を不要とするための「帳簿」とは  
次の記載が必要。

- ① 扶養控除等申告書に記載されるべき、本人や扶養親族の氏名・住所・マイナンバー
- ② 帳簿作成のために提出を受けた申告書の名称
- ③ ②の申告書の提出年月 (従業員→会社)



「帳簿」は、①②③をまとめて記載した資料でも OK  
また、マイナンバーの記載のある平成 28 年分扶養控除等申告書に  
③を追記して「帳簿」としても OK。「帳簿」として 7 年以上保管可能。

## パターン①

平成 28 年分扶養控除等申告書の記入により、従業員等のマイナンバーを取得した会社  
平成 28 年分扶養控除等申告書に③提出年月を記入することで「帳簿」となる。  
平成 29 年分扶養控除等申告書にはマイナンバーの記載不要

## パターン②

通知カードのコピー等により、従業員等のマイナンバーを取得し、  
平成 28 年分扶養控除等申告書には、まだ従業員等のマイナンバーの記載がない会社  
通知カードのコピー等から「帳簿」を作成して、平成 28 年分扶養控除等申告書の欄外に  
「提出済のマイナンバーと相違ありません」と書いてもらい、マイナンバーの記載は不要  
平成 29 年分扶養控除等申告書には、何も書かずにマイナンバーの記載不要

※日本年金機構においても平成 29 年 1 月から  
マイナンバーの利用開始が閣議決定しました。



介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護・育児休業を取得しやすくなりました。

この改正により、**就業規則の変更が必要**となります。

### 1. 介護休業の分割取得

現行

通算93日まで  
原則1回に限り取得



改正後

通算93日まで、  
**上限3回、分割取得可能**

### 2. 子の看護休暇・介護休暇の取得単位

現行

1日単位



改正後

**半日単位**

時間単位でもOK

### 3. 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行

介護休業と通算して93日の  
範囲内で取得可能



改正後

**介護休業とは別に、**利用開始から  
3年間で**2回以上の利用が可能**

### 4. 介護のための所定労働時間の制限（残業の免除）

**新設**

現行

なし



改正後

対象家族1人につき、**介護の必要  
がなくなるまで、残業を免除**

### 5. 有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件緩和

現行

（育児休業の場合）

- ① 過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く



改正後

（育児休業の場合）

- ① 過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が**1歳6か月**になるまでの間に雇用契約が**なくなる**ことが**明らかでない**こと

※介護休業の場合は、

- ① 上記と同じ
- ② 介護休業を取得する日から**9か月経過する日**までに雇用契約がなくなる**ことが明らかでない**こと





男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正により、マタニティハラスメントや育児・介護等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主の義務となりました。

事業主が講ずべき措置のポイント

- ①事業主の方針の明確化とその周知・啓発
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ハラスメントの事後の迅速かつ適切な対応
- ④ハラスメントの原因となる要因を解消するための措置
- ⑤相談者、行為者等のプライバシーを保護するための必要な措置
- ⑥相談したこと等による不利益な取扱いをしないことを周知・啓発する など



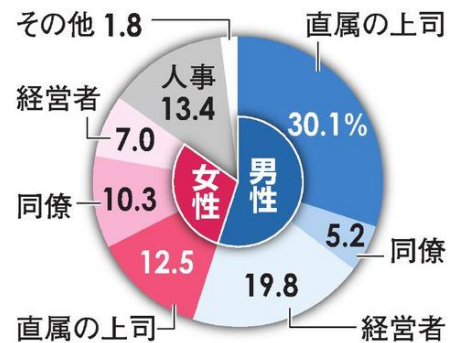
相談窓口の設置や就業規則への明記、従業員への周知などが必要です。

◆◆ マタハラの加害者の実態 ◆◆

- 第1位 「直属男性上司」
- 第2位 「男性の経営層」 「人事」
- 第3位 「直属の女性上司」

第2位に「人事」が入っており、マタハラを防ぐ役割の人事部門自体が法律順守の意識が低いケースが見られる。

マタハラをする同僚は**男性より女性が2倍多い**。



マタニティーハラスメント4類型

**個人型**

- 昭和の価値観押し付け型
  - 子供のことを第一に考えないとダメだろう
  - 君の体を心配して言ってるんだ
- 言葉によるいじめ・無視型
  - 迷惑なんだけど
  - 休めていいよね
  - 自己中

**組織型**

- パワハラ型
  - 夕方帰る正社員なんていない
  - 妊娠は病気じゃない
  - 長時間労働を強要
- 追い出し型
  - 妊婦を雇う余裕はうちの会社にはない
  - 子供ができたらやめてもらうよ
  - 解雇、降格、配置転換など

※マタニティハラスメント対策ネットワーク(マタハラNet)まとめ

事業主が行う『不利益取扱い』は現行でも禁止されていますが、法改正後は、**上司・同僚による就業環境を害する行為を『ハラスメント』とし、それを防止する措置を講じることが事業主に義務付けています。**

## 「気になる！」を勝手に情報発信コーナー

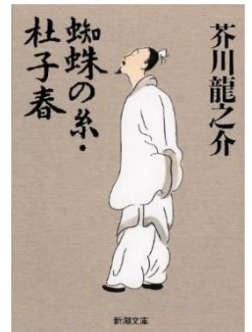
### 書籍 蜘蛛の糸・杜子春 芥川 龍之介

先日、息子が公文の教材に出てきた「蜘蛛の糸」について話してくれました。私も読んだ覚えがあるのですが、記憶が曖昧。再度、読んでみました。

人を殺したり、放火したり、悪事を尽くした極悪人のカンダタ。しかし、生きているうちにたったひとつ善い事、「小さな蜘蛛を助けた」ことがある。死後、地獄に落ちたカンダタの目の前に、一本の蜘蛛の糸が垂れてきた…。

芥川作品を読み返し、改めてその面白さに気づきます。「蜘蛛の糸」だけではありません。贅沢な暮らしに愛想がつき、仙人に弟子入りを試みる「杜子春」、魔法使いが神の裁きを受ける「アグニの神」など。

芥川龍之介の作品のほとんどが短編。そのため、芥川賞は、新鋭作家の純文学短編作品を対象としています。空き時間に読める短編、たまにはいかがですか？



### 書籍 うさぎパン 瀧羽 麻子

以前、ご紹介した「株式会社ネバーラ北関東支社」と同じ著者。高校生になった優子が、新しい友だちや義理の母、家庭教師など、色んな人たちとの出会いのなかで、恋や家族について考え、少しずつ世界を広げていく。ある日、意外な人が優子の前に現れて…知らなかった真実を受けとめる。お気に入りのジブリ映画「耳をすませば」を思い出しました。彼女をとりまく人たちとの日々を描く、なごみ系ストーリー。



### 講演 これからの社会で活躍する若者世代へのメッセージ 住田裕子弁護士

先日、小千谷中学校で「2016年度 金融公開授業 in 小千谷」というイベントがあり、TV「行列の出来る法律相談所」で有名な住田弁護士の講演を聴いてきました。

住田氏は、東大法学部卒。当時、東大卒は就職には困らなかったそう。

しかし、皆が活躍したかというところでもない。中学校の勉強は、将来必ず役に立つ基礎だから頑張っていたが、社会で活躍するには勉強の他に下記のことをとても大切。

- ①やる気・・・チャレンジ精神があることは周りも元気にする。
- ②がまん・・・一部の天才以外は、嫌いな事や苦手な事も意識して取り組まなければならない。
- ③素直・・・素直さは大きな武器。教えて下さいという素直な姿勢は評価される。偉くなれなかった東大卒にはこれが欠けていたのかもしれない。
- ④人と心を通じ合える（コミュニケーション能力）・・・まずは、自分の気持ちを伝える訓練。…と思う、…と考える等、人前で話すのも慣れだから頑張れ。次に、嫌な指摘や注意をされた時にも一旦は素直に受け止め、これからは頑張ると言えること。

「恥をかく権利」を持つ若い世代へのエール。とてもいいお話でした。

